

京都市市街地景観整備条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

#### 京都市規則第24号

京都市市街地景観整備条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市街地景観整備条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「第15条第2項」を「第15条の5第2項」に、「第7条第3項各号」を「第14条第3項各号」に改める。

第12条中「第8号様式」を「第14号様式」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

景観法第64条第5項及び条例第13条第5項に規定する身分を示す証明書は、第13号様式によるものとする。

第12条を第19条とする。

第11条第1項中「第7号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第18条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第6号様式」を「第11号様式」に改め、「の各号」を削り、同条を第17条とする。

第9条の見出し中「承認」を「許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の承認」を「の許可」に、「歴史的意匠建造物移転等承認申請書」を「歴史的意匠建造物移転等許可申請書」に、「第5号様式」を「第10号様式」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「第3条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付するものとする。

第9条を第16条とする。

第8条各号列記以外の部分中「第4号様式」を「第9号様式」に改め、同条第1号ア及び第3号ア中「第3条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同条を第15条とする。

第7条第1項中「第15条」を「第15条の5」に改め、「よる高架工作物等の新築等」の右に「又は模様替え等」を加え、「高架工作物等の新築等に関する協議書」を「高架工作物等の新築等又は模様替え等に関する協議書」に、「第3号様式」を「第8号様式」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第15条第2項」を「第15条の5第2項」に改め、「の各号」を削り、同条を第14条とする。

第6条中「第13条」を「第15条の3」に、「第2号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第13条とする。

第5条の見出し中「承認」を「認定」に改め、同条を第12条とする。

第4条の見出し中「承認」を「認定」に改め、同条各号列記以外の部分中「第7条第1項ただし書、第11条第1項ただし書、第25条第1項ただし書又は第35条第1項ただし書」を「第11条第1項前段、第15条第2項、第25条第1項前段又は第35条第1項前段」に改め、「の各号」を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の6条を加える。

(認定証)

第6条 条例第11条第2項に規定する認定証は、第3号様式によるものとする。

(基準に適合しない旨の通知書等)

第7条 条例第11条第3項に規定する通知書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第12条第1項各号に掲げる基準に適合しないものと認めるとき 基準に適合しない旨の通知書(第4号様式)
- (2) 条例第11条第3項に規定する正当な理由があるとき 認定することができな

い旨の通知書（第5号様式）

（行為着手の制限の例外となる工事）

第8条 条例第11条第4項及び第15条第4項に規定する別に定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

（違反工作物に係る公示の方法）

第9条 条例第13条第2項に規定する別に定める方法は、市役所及び区役所の掲示場への掲示とする。

（違反工作物の工事の請負人の通知）

第10条 条例第14条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第13条第1項の規定による処分（以下「処分」という。）に係る工作物の概要

(2) 前号の工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要

(3) 処分をするまでの経過及び処分後に市長が講じた措置

(4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第14条の規定による通知は、当該通知に係る請負人について建設業法による許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に対してするものとする。

3 前項の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には処分の通知書の写しその他の処分の内容を記載した書面を添えるものとする。

（工事現場における認定の表示の方法）

第11条 条例第15条の2第1項の規定による表示は、第6号様式により行うものとする。

第3条の見出し中「行為」を「計画」に、「承認」を「認定」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第7条第1項、第11条第1項、第25条第1項又は第35条第1項」を「第11条第1項前段、第25条第1項前段又は第35条第1項前段」に、「行

為の承認」を「計画の認定」に、「行為承認申請書」を「計画認定申請書」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「配置図」の右に「(申請に係る建築物その他の工作物と他の建築物その他の工作物との別、土地の高低及び敷地が接する道路の位置を明示したものに限る。)」を加え、同項第4号中「承認」を「計画の認定」に改める。

第3条第2項中「市長は、」の右に「第1項及び」を、「の申請」の右に「(条例第11条第1項の規定による認定に係るものを除く。)」を、「あった」の右に「場合において、当該申請に係る建築物又は第1類工作物若しくは第2類工作物の計画が条例第26条各号又は第36条各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該基準に適合するものと認めた」を加え、「承認又は不承認を決定し、承認通知書又は不承認通知書を申請者に」を「当該申請をした者に認定証(第3号様式)を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第11条第1項後段、第25条第1項後段又は第35条第1項後段の規定による変更に係る認定を受けようとする者は、変更計画認定申請書(第2号様式)に前項各号に掲げる図書(変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物又は第1類工作物若しくは第2類工作物の計画が条例第26条各号又は第36条各号に掲げる基準に適合しないものと認めたときは、基準に適合しない旨の通知書(第4号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(美観地区内の建築物の計画の認定申請に係る添付図書)

第3条 景観法施行規則(以下「省令」という。)別記様式第二による正本及び副本には、省令第19条第1項に定める書類のほか、次条第1項第3号、第4号、第6号及

び第7号に掲げる図書を添付するものとする。

別表中「第5条関係」を「第12条関係」に改める。

第1号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式注以外の部分中「行為

承認申請書」を「計画認定申請書」に、  
「第7条第1項  
第11条第1項  
第25条第1項  
第35条第1項」  
を「第11条第1項  
第25条第1項  
第35条第1項」

に、「行為の承認」を「計画の認定」に、「行為者」を「工事主その他の行為者」に改める。

第8号様式中「第12条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を第14号様式とする。

第7号様式中「第11条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を第12号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式（第19条関係）

		第 号
身分証明書		
所 職 氏	属 名 名	
		年 月 日生
上記の者は、景観法第64条第4項の規定により違反建築物に対する措置を行い、又は京都市市街地景観整備条例第13条第4項の規定により違反工作物に対する措置を行う職員であることを証明します。		
年	月	日
京都市長		<input type="checkbox"/>

第6号様式中「第10条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を第11号様式とする。

第5号様式中「第9条関係」を「第16条関係」に改め、同様式注以外の部分中「歴

史的意匠建造物移転等承認申請書」を「歴史的意匠建造物移転等許可申請書」に、「の承認」を「の許可」に改め、同様式を第10号様式とする。

第4号様式中「第8条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を第9号様式とする。

第3号様式中「第7条関係」を「第14条関係」に改め、同様式注以外の部分中「高架工作物等の新築等に関する協議書」を「高架工作物等の新築等又は模様替え等に関する協議書」に、

「第1項」を「第1項  
第15条 第2項」を「第15条の5 第2項」に

改め、同様式を第8号様式とする。

第2号様式中「第6条関係」を「第13条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第13条」を「第15条の3」に、「行為者」を「工事主その他の行為者」に、「承認の」を「認定の」に、「承認番号」を「認定番号」に改め、同様式を第7号様式とする。

第1号様式の次に次の5様式を加える。

変 更 計 画 認 定 申 請 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）  電話 ー

<input type="checkbox"/> 第11条第1項 京都市市街地景観整備条例 <input type="checkbox"/> 第25条第1項の規定により変更計画の認定を申請します。 <input type="checkbox"/> 第35条第1項		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
敷地の地名地番	京都市 区	
変 更 計 画 の 概 要	変 更 の 種 類	建築物 <input type="checkbox"/> 敷地面積 <input type="checkbox"/> 種類及び用途 <input type="checkbox"/> 建築面積 <input type="checkbox"/> 延べ面積 <input type="checkbox"/> 建築物の高さ <input type="checkbox"/> 塔屋等の高さ <input type="checkbox"/> 最上部の高さ <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 屋根の形状、仕上材料又は色彩 <input type="checkbox"/> 外壁の仕上材料又は色彩 <input type="checkbox"/> その他
	第1類工作物又は第2類工作物	<input type="checkbox"/> 自動販売機の台数又は色彩 <input type="checkbox"/> 種類及び用途 <input type="checkbox"/> 水平投影面積 <input type="checkbox"/> 高 さ <input type="checkbox"/> 最上部の高さ <input type="checkbox"/> 仕 上 材 料 <input type="checkbox"/> 色 彩 <input type="checkbox"/> その他の工作物の <input type="checkbox"/> その他
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

注 該当する□には、レ印を記入してください。

# 認 定 証

	様	京都市長	印
認定番号	第	号	認定の年月日
			年 月 日

第11条第1項  
第25条第1項の規定により認定します。  
第35条第1項

工事主その他の行為者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）		電話
現場管理者	住所		
	氏名	免許 級建築士 登録第 号	
	建築士事務所名	免許 級建築士事務所 知事登録第 号	
	電話		
設計者	住所		
	氏名	免許 級建築士 登録第 号	
	建築士事務所名	免許 級建築士事務所 知事登録第 号	
	電話		
工事施工者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 許可（ ）第 号 <input type="checkbox"/> 知 事	
	電話		

敷地	地名地番	京都市 区
	面積	平方メートル

行為の種別等	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 第1類工作物の改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 第2類工作物の外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩変更	着手予定年月日	年 月 日
		完了予定年月日	年 月 日

建	築 物			第 1 類 工 作 物 又 は 第 2 類 工 作 物				
	申請部分	申請以外の部分	合計	申請部分	申請以外の部分	合計		
建築物その他の工作物の概要	種類及び用途			自動販売機	台数	台	台	
	建築面積	平方メートル	平方メートル		色彩			
	延べ面積	平方メートル	平方メートル	その他の工作物	種類及び用途			
	建築物の高さ	メートル	メートル		水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	塔屋等の高さ	メートル	メートル		高さ	メートル	メートル	
	最上部の高さ	メートル	メートル		最上部の高さ	メートル	メートル	
	構造	( 階 )	( 階 )		仕上材料			
	屋根	形状				色彩		
		仕上材料						
		色彩						
外壁	仕上材料							
	色彩							

注 該当する□には、レ印がしてあります。



基準に適合しない旨の通知書

様	年            月            日
	京 都 市 長 <span style="float: right;">印</span>

<p>年    月    日付けで申請があった計画は、京都市市街地景観整備条例 <input type="checkbox"/>第12条第1項各号 <input type="checkbox"/>第26条各号 <input type="checkbox"/>第36条各号 に</p> <p>掲げる基準に適合しないものと認めましたので、  <input type="checkbox"/>同条例第11条第3項 <input type="checkbox"/>京都市市街地景観整備条例施行規則第4条第4項</p> <p>の規定により通知します。</p>	
工事主その他の行為者の氏名	
敷地の地名地番	
基準に適合しない理由	

注 該当する□には、レ印がしてあります。

認定することができない旨の通知書

様	年 月 日
	京 都 市 長 <span style="float: right;">印</span>

年 月 日付けで申請があった計画は、京都市市街地景観整備条例第11条第2項に規定する期間内に認定することができないので、同条第3項の規定により通知します。	
計画認定の申請年月日	年 月 日
敷地の地名地番	
期間内に認定することができない理由	

京 都 市 市 街 地 景 観 整 備 条 例 に よ る 認 定 済 み			
認定の年月日及び認定番号	年	月	日
認定証の交付者	京 都 市 長		
工事主の氏名			
設計者の氏名			
工事施工者の氏名			
工事の現場管理者の氏名			
認定に係る土地の地名地番	京都市 区		
工 作 物 の 概 要	<input type="checkbox"/> 第1類工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 第2類工作物 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		
	種類及び用途		水平投影面積
	高さ		構造
認定に係るその他の事項			

25  
センチメートル以上

注 該当する□には、レ印がしてあります。

35センチメートル以上

備考 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)